

便

所

(建設業附属寄宿舍規程第20条)

- 寢室、食堂及び炊事場から適当な距離に設けなければなりません。
 - 便房は15人以内ごとに1個以上設けなければなりません。
 - 便池は、汚物が土中に浸透しないようにすることが必要です。
 - 照明及び換気が十分であることが必要です。
- ※ 照明については、概ね50ルクス程度以上の明るさが必要です。
換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えあしません。

